# 平成26年第3回笠松町議会臨時会会議録

平成26年7月4日笠松町議会臨時会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

| 議  | 長 | 8番  | 安   | 田 | 敏 | 雄 |
|----|---|-----|-----|---|---|---|
| 副議 | 長 | 3番  | 伊   | 藤 |   | 功 |
| 議  | 員 | 1番  | 尾   | 関 | 俊 | 治 |
| IJ |   | 2番  | 古   | 田 | 聖 | 人 |
| IJ |   | 4番  | JII | 島 | 功 | 士 |
| IJ |   | 5番  | 田   | 島 | 清 | 美 |
| IJ |   | 6番  | 伏   | 屋 | 隆 | 男 |
| "  |   | 7番  | 岡   | 田 | 文 | 雄 |
| "  |   | 9番  | 船   | 橋 | 義 | 明 |
| IJ |   | 10番 | 長   | 野 | 恒 | 美 |

不応招議員

なし

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

| 町   |                  | 長 | 広   | 江 | 正  | 明  |
|-----|------------------|---|-----|---|----|----|
| 副   | 田丁               | 長 | JII | 部 | 時  | 文  |
| 会 計 | 一管 理             | 者 | 杉   | Щ | 佐者 | 祁美 |
|     | 務 部<br>育 文 化 部   |   | 大   | 橋 | 雅  | 文  |
|     | 環境経済部<br>民 福 祉 部 |   | 岩   | 越 |    | 誠  |

建設水道部長 技 監 奥村智彦 兼 総 務 課長 村 井 隆 文 企 画 課 長 仁 志 堀 子育て支援 センター所長 森 宏 子 建設課長 那 波 哲 也 教育文化課長 兼総合会館長 加藤 周志 歷史民俗資料館長 高 木 敏 彦 郡教委学校教育課長 透 森

1. 本日の書記は、次のとおりである。

 議会事務局長
 堀
 康男

 書
 記
 笠原
 誠

 主
 任
 大堀正貴

#### 1. 議事日程(第1号)

平成26年7月4日(金曜日) 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 第33号議案 笠松町農業委員会委員の推せんについて
- 日程第6 第34号議案 笠松町子育て支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第35号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算について
- 日程第8 第36号議案 集団的自衛権の行使容認に関する慎重な検討を求める意見書について
- 日程第9 第37号議案 「手話言語法」制定を求める意見書について

〇議長(安田敏雄君) ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成 26年第3回笠松町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(安田敏雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

2番 古田聖人議員

6番 伏屋隆男議員

## 日程第2 会期の決定について

○議長(安田敏雄君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長(安田敏雄君) 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長(堀 康男君) 監査委員より、平成25年度5月分及び平成26年度5月分の例月 現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

#### 日程第4 議員派遣の件について

○議長(安田敏雄君) 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件についてのとおり閉会中に議員派遣を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行う ことに決しました。 お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣の件について、変更を要するものについては、その措置を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件について変更を要するものについての措置は、 議長に委任することに決しました。

#### 日程第5 第33号議案について

○議長(安田敏雄君) 日程第5、第33号議案 笠松町農業委員会委員の推せんについてを議題 といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

**〇書記(笠原 誠君)** お手元の議案の1ページをお開きください。

第33号議案 笠松町農業委員会委員の推せんについて。

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第12条第2号の規定により、笠松町農業 委員会委員4人を次のように推薦する。平成26年7月4日提出。笠松町議会議長 安田敏雄。

氏名、岩田壽、住所、羽島郡笠松町北及693番地、生年月日、昭和10年5月3日。氏名、河合保、住所、羽島郡笠松町北及627番地、生年月日、昭和22年3月15日。氏名、尾藤善洋、住所、羽島郡笠松町門間1455番地、生年月日、昭和24年10月2日。氏名、松原進、住所、羽島郡笠松町米野398番地、生年月日、昭和21年1月18日。

○議長(安田敏雄君) 本件は、農業委員会委員の任期が7月31日に満了することに伴うもので、 農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定によって4名を推薦するものであります。

お諮りいたします。本件については質疑・討論を省き、直ちに採決を行いたいと思います。 これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。これより採決を行います。

本件は、原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり推薦することに決しました。

\_\_\_\_\_\_

#### 日程第6 第34号議案から日程第9 第37号議案について

○議長(安田敏雄君) 日程第6、第34号議案から日程第9、第37号議案の4議案を一括して議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

**〇書記(笠原 誠君)** お手元の議案の3ページをお開きください。

第34号議案 笠松町子育て支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町子育て支援事業の実施に関する条例(平成18年笠松町条例第4号)の一部を改正する 条例を次のとおり制定するものとする。平成26年7月4日提出。笠松町長 広江正明。

第35号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算 (第3号)。

平成26年度笠松町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ635万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億4,623万3,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。平成26年7月4日提出。

次に、10ページをお開きください。

第36号議案 集団的自衛権の行使容認に関する慎重な検討を求める意見書について。

集団的自衛権の行使容認に関する慎重な検討を求める意見書を次のとおり提出するものとする。平成26年7月4日提出。

提出者、笠松町議会議員 船橋義明、賛成者、笠松町議会議員 岡田文雄、伏屋隆男、田島清美、川島功士、伊藤功、古田聖人、尾関俊治。

第37号議案 「手話言語法」制定を求める意見書について。

「手話言語法」制定を求める意見書を次のとおり提出するものとする。平成26年7月4日提出。

提出者、笠松町議会議員 伏屋隆男、賛成者、笠松町議会議員 長野恒美、船橋義明、岡田文雄、田島清美、川島功士、伊藤功、古田聖人、尾関俊治。

○議長(安田敏雄君) 提案理由の説明を求めます。

川部副町長。

**○副町長(川部時文君)** それでは、町側から本日提案させていただきました議案2件を説明させていただきます。

まず第34号議案、ページでは3ページから4ページであります。議案資料では1ページであります。

笠松町子育て支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

今年度からの学校2期制の導入に伴い、放課後児童クラブ利用料について、当初想定していなかった利用形態に関する問い合わせといいますか、要望が寄せられているため、利用児童の保護者のニーズに応えるとともに、利用日数に配慮した利用料に見直すことに伴い、使用料の規定整備をさせていただくものであります。

別表中の放課後児童クラブ利用料の改正を行うものでありまして、内容的には三、四点あるわけですが、1つ目としては、新旧対照表で見ていただきますとわかりますように、8月利用料に関して、従来は一律8,000円の設定であったものを、新たに8月授業日のみ利用、月額1,000円の区分を追加し、3つの区分による利用料設定見直しを行うものであります。

夏季休業期間を含む1カ月利用の場合は、従来は8,000円でしたが、これを7,000円にする。 それから夏季休業期間のみ利用の場合は6,000円。それから授業日のみ利用、これは実質1週間でありますが、この場合は1,000円ということで、先ほども申し上げましたが、2期制の導入に伴い、夏季休業日が7月19日から8月24日までとなるため、8月25日から末日までの1週間のみの利用希望者に対する利用料を設定するものであります。

それから2つ目としましては、利用料の設定に、秋季及び10月の利用を追加するものであります。秋季休業日や10月14日から15日、この2日間であります。

それから3つ目としましては、10月の利用料に関して、一律4,000円の設定であったものを2区分による利用料設定に見直しを行うものであります。秋季休業期間を含む1カ月利用の場合は、こちらは値上げになりますが、4,000円であったものを5,000円にする。秋期休業期間のみ利用される場合は1,000円ということにさせていただきます。それから字句訂正ということで、夏期・冬期、読み方は一緒ですが、夏の期間・冬の期間というのを、夏の季節・冬の季節というふうに、ちょっと字句を訂正させていただきます。

施行期日は公布の日から施行し、平成26年8月1日以後の利用料から適用させていただきます。

なお、参考までに申し上げますと、平成27年度からの新制度施行に向け、今後、放課後児童 クラブの基準条例を制定する予定であり、あわせて利用料についても見直しを検討していると ころであるため、今回は、先ほど申し上げましたような要望に対する最低限の不合理解消のた めの規定整備にとどめるものであります。よろしくお願いいたします。

続きまして、第35号議案、ページでは5ページから9ページであります。

平成26年度笠松町一般会計補正予算についてであります。

今回の補正額は635万3,000円の増額補正であります。

いつものように歳出のほうから説明させていただきますと、9ページの第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第2目 道路新設改良費であります。羽島用水パイプライン上部利用整備工事において、町道田代10号線、西幹線ですが、これと県道岐阜正木線交差点、サークルKがある信号交差点ですね。そこの整備を前倒しして実施することに伴い、測量設計業務委託料を372万6,000円増額するものであります。

御承知のように、交差点付近は既に、昭和の最後のころだったと思うんですが、南側に歩道 が設置されております。昨年は、県が県道の西側のパイプラインの上部利用を実施しました。 パイプラインの構造上、パイプの上を車が通れませんので、パイプの上に歩道をつくるということで、北側に歩道があります。今年度、笠松町が計画しています上部利用も、そういった理由で北側に歩道ができます。そういった食い違いが交差点のところで発生しますので、この矛盾を少しでも早く解消したいということで、急遽追加で補正させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

それから同じく9ページ、第9款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費であります。こちらは、下羽栗小学校体育館内の電動スクリーンのモーターが故障しまして、ステージの使用に支障を来しているため、この修繕工事ですが、工事費を62万7,000円追加させていただきます。

それから、第11款 諸支出金、第2項 基金費、第4目 光文庫整備基金費であります。こちらは、株式会社光製作所から光文庫整備を目的とした指定寄附を6月25日に200万円いただきましたので、同基金に積み立てるため、積立金を200万円増額するものであります。

歳入でありますが、今回の増額補正に伴い、不足する財源に前年度繰越金を充てるため、繰 越金を435万3,000円増額させていただいております。

7ページにお戻りいただきまして、今回、繰越明許の設定を行っております。新歴史民俗資料館建設事業費3億322万6,000円のうち3億280万6,000円を繰越明許させていただきますが、この事業については今年度内の完成を予定しておりましたが、設計業者のほうから、建設場所が狭隘な作業環境下であるため、より慎重かつ確実な作業の遂行が必要なことから、工期を平成27年5月中旬まで延長していただけないかとの要望がございました。町としましても、昨年実施しました笠松中学校体育館の年度末の状況も考えまして、内部で協議を行った結果、平成27年5月20日までの工期とさせていただきたいということで、予算の一部を翌年度に繰り越すものであります。

なお、今後契約手続を進め、8月中旬ごろに再度また臨時議会を招集させていただき、契約 案件の提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上であります。

- 〇議長(安田敏雄君) 第36号議案の提案理由の説明を求めます。
  - 9番 船橋義明議員。
- ○9番(船橋義明君) このたびの意見書につきまして、皆さんに協力を求めるわけでありますが、日本を取り囲むいろんな事情の変化によりまして、大変危惧される面が多いかと思います。

集団的自衛権ということで、日本の国を守るためには、それなりの覚悟も要ると思います し、また準備が要るということを思っております。ただし、内容的に大変わかりにくい部分が 多いわけなんですね、今のところ。マスコミで毎日見たり聞いたりするんですけれども、それ ぞれの切り取った部分だけの説明であって、大変わかりにくいということがありますので、こ れから朗読して、その意見書を出したいと思いますので、よろしくお願いします。

集団的自衛権の行使容認に関する慎重な検討を求める意見書。

安倍首相は、私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会(安保法制 懇、柳井俊二座長)」が提出した報告書を受けて、集団的自衛権の行使容認を7月1日に閣議 決定し、その閣議決定を踏まえ関連法案の整備も予定されている。

近年の北朝鮮による核・ミサイル開発の動きや、東シナ海における尖閣諸島の領有権問題など、日本の安全保障をめぐる環境が変化する中で、限定的に集団的自衛権の行使を容認することを否定するものではない。

しかしながら、集団的自衛権の行使については、国防、安全保障の根幹にかかわり、国民生活に影響を及ぼす重要な問題であることに鑑み、今後、関連法案の整備を進めるに当たり、国会において十分な時間をかけた審議を行うとともに、関係者との十分な意見交換を踏まえ、広く国民に説明し、国民的議論を経るなど、慎重な検討を求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年7月4日、岐阜県羽島郡笠松町議会。

宛先は、内閣総理大臣 安倍晋三様、外務大臣 岸田文雄様、衆議院議長 伊吹文明様、参議院議長 山崎正明様。以上です。

○議長(安田敏雄君) 第37号議案の提案理由の説明を求めます。

6番 伏屋隆男議員。

○6番(伏屋隆男君) 第37号議案の提案理由の説明をさせていただきます。

まずもって、この手話言語法がいまだに法整備されていないということは、私自身も勉強不 足でありましたし、驚きを感じているものであります。

人間としてこの世に生まれて、死ぬまでは全てが平等でなければならない。その中で、こういった障害を持つ方々に対しての平等性の配慮をしなければならないというふうに思っておるわけでありますが、こういったことが法整備されていないということに対しましては、早急に整備されるよう意見書を提出して、それを求めるものであります。

先ほどの集団的自衛権の行使容認よりもこっちを先にやってもらいたいという思いで、この 提案説明の理由を、朗読にかえて説明させていただきます。

「手話言語法」制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情で伝える、独自の語彙や文法体系を持つ言語である。聞こえる人たちの音声言語と同様、情報獲得とコミュニケーションの重要な手段であり、大切に守られてきた。一方、聾学校では、手話を使うことが制限されてきた長い歴史がある。

世界に目を向けると、平成18年に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」においては、「手話は言語」であることが明記され、また、フィンランドの憲法を初め、憲法

や法律において手話を言語である旨を規定している例が見られるところである。

我が国においては、平成23年に改正された障害者基本法第3条において、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められている。また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化等を義務づけている。

これらの理念や制度が、実際の生活に生かされるようにするため、手話が音声言語と対等な言語であることが広く国民に理解され、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備に向け、個別法を整備し、具体的な施策を全国で展開していくことが必要である。

よって、国におかれては、「手話言語法」を制定されるよう強く求め、地方自治法第99条の 規定により意見書を提出する。平成26年7月4日、岐阜県羽島郡笠松町議会。

提出先は、そこに書いてあるところであります。

以上、審議をよろしくお願いします。

○議長(安田敏雄君) お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第34号議案 笠松町子育て支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

#### [挙手する者あり]

10番 長野恒美議員。

- **〇10番(長野恒美君)** 今回、この改正があったわけですけれど、来年度についても改めてこれも含めて検討された条例が出されるという説明ですか。よろしくお願いします。
- 〇議長(安田敏雄君) 岩越部長。
- 〇企画環境経済部長兼住民福祉部長(岩越 誠君) お答えします。

条例につきまして確定しておることは、基準条例を制定するということでありまして、利用料の見直しにつきましては内部的に総合的に判断して、金額が変わるということになれば、それは条例で規定しなければならないということになります。

○議長(安田敏雄君) ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

第35号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算についての質疑を許します。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

第36号議案 集団的自衛権の行使容認に関する慎重な検討を求める意見書についての質疑を 許します。

#### [挙手する者あり]

10番 長野恒美議員。

- **〇10番(長野恒美君)** まず集団的自衛権の行使を容認したということについて、どのように 考えられるのか。私は、このことによって憲法9条がないがしろになっていく大もとになると 思っておりますが、その点をお尋ねします。
- 〇議長(安田敏雄君) 9番 船橋義明議員。
- ○9番(船橋義明君) お答えします。

まだ、我々わからない点も不明な点もありますけれども、とりあえず、憲法を変えるという ことじゃなくて解釈を変えていくということであって、憲法を否定するものじゃないと思って おりますが、そのようなことで答弁になりませんか。

#### [挙手する者あり]

- 〇議長(安田敏雄君) 10番 長野議員。
- **〇10番(長野恒美君)** 提案者の船橋議員は、憲法9条についてはどのように考えてらっしゃるのかお尋ねします。
- 〇議長(安田敏雄君) 9番 船橋義明議員。
- **〇9番(船橋義明君)** 憲法学者じゃないので、はっきり限定できませんけれども、日本の国を

守る大事な法律だと思っております。

○議長(安田敏雄君) ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

[挙手する者あり]

10番 長野恒美議員。

**〇10番(長野恒美君)** 改めて憲法第9条を読んでみたいと思います。

日本国憲法第2章、戦争の放棄、第9条、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和 を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決 する手段としては、永久にこれを放棄する」。2項、「前項の目的を達するため、陸海空軍そ の他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」。

私は、歴代自民党政府は、安保条約を認めると同時に、アメリカに従っていく国づくりをする中で今日に至って、この結果が出てきたと思っております。

私は、戦後、本当に国と国が仲よくするなら、アメリカとは友好条約で、この安保条約は破棄すべき。安保条約の第10条には、どちらかがその破棄をしたときはできることになっているわけですので、このあたりで本当にアメリカにつき従うのではなく、日本の国として独立し、そして対等に仲よくしていく。そして、近隣の国々とも本当に今仲よくしていかなければならないとき。もちろん、こちらの抑止力でこうした本来あるべき姿、まして憲法に基づいた行使がないがしろにされていく、こうしたおそれのある、大変国民にとっても、また日本の将来にとっても大事なことが決められることですので、慎重にというその願いは同じですけれども、大もとのところを認めてしまっては決して慎重にはならないと思います。

国民の声を代表するなら、今こそこの状況をきちっと批判し、そして国の進路を正しく導いていく議会になるべきだと思っておりますので、この提案に反対いたします。

○議長(安田敏雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

第37号議案 「手話言語法」制定を求める意見書については質疑・討論を省き、直ちに採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

第37号議案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

#### 閉会の宣告

○議長(安田敏雄君) これにて本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成26年第3回笠松町議会臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前10時08分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証 するため、ここに署名する。

### 平成26年7月4日

議 長 安田敏雄

議 員 伏屋隆男

議員 古田聖人